

大情審答申第 254 号
平成 21 年 10 月 15 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年 5 月 20 日付け大旭総企第14号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 3 月 24 日付け大旭区民第 137 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 3 月 12 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 20 年度旭区民音楽祭に関する大阪市（以下「市」という。）からの助成金の使途の明細、支払先の領収書もしくはこれに代わるもの、旭区民音楽祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の名簿」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求のうち「区民音楽祭に関する市からの助成金の使途の明細、支払先の領収書もしくはこれに代わるもの」に係る文書として、「第 3 回 旭区民音楽祭 2008（以下「区民音楽祭」という。）にかかる舞台管理等の業務委託契約について（支出決議書(契約伺)）」及び「区民音楽祭にかかる舞台管理等の業務委託契約について（支出命令書）」を、「実行委員会の名簿」に係る文書として、「実行委員会名簿（平成 20 年 5 月 1 日現在）」（以下「本件文書」という。）をそれぞれ特定した上で、一部を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

(説明)

委員長の住所、電話番号、委員の氏名、住所、電話番号および(財)旭区コミュニティ協会(以下「協会」という。)職員の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、または他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

法人の印影および口座番号は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年4月15日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書のうち、委員長の住所及び電話番号、委員の氏名、住所及び電話番号並びに協会職員氏名については、条例第7条第1号にいう個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、または、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないものであるため、本件決定を行ったものである。

なお本件決定に際して、委員長の氏名については区民音楽祭ホームページに掲載されていた情報であり、また市職員(市から協会へ派遣されている職員を含む。)の氏名等については、慣行として公にされている情報であるとして、公開している。

- 2 異議申立人によれば、実行委員会事務局の協会職員(以下「事務局職員」という。)について、協会は行事を主導するものであり、市より多額の助成金が支払われており、また、業務として従事しているため、ボランティアである他の委員と同一に扱うことは理解できないと述べている。確かに、異議申立人が述べているとおり事務局職員は協会の職員でありボランティアではなく、また、協会は市から指定管理を受け、管理委託料を受け取っているのは事実であるが、このことをもって事務局職員の情報を公開する事由とはならず、また、市職員(公務員)等でもない。したがって、本件申立ては条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと解される。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

協会は行事を主導するものであり、市より多額の助成金が支払われている。また事務局職員は有給であり、ボランティアである他の委員と同一に扱う事は理解できず、その氏名は公開すべきである。

市の予算をもつて行う区民音楽祭は、参加者や世話人がプライドを持って行うべき事業であり、隠し立てせず堂々とすべきである。また、実施機関は委員の氏名などについて、個人情報だからと一律に非公開としている感覚があるが、各委員に対して公開の可否について個別に聞いた上で対応すべきである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 対象文書について

本件文書は、実行委員会が作成し、市が取得した「実行委員会名簿（平成20年5月1日現在）」である。

実施機関によれば、実行委員会は、区民の有志で結成し、旭区内でアマチュアミュージシャンの活動を応援し、手作りの音楽祭や音楽イベントに取り組もうと活動しているボランティアのグループとのことである。

本件文書には、実行委員会の委員長、会計、委員及び事務局職員の氏名、住所並びに電話番号が記載されているが、実施機関は、本件決定により、これらの情報のうち、委員長の住所及び電話番号、委員の氏名、住所及び電話番号並びに事務局職員の氏名を非公開としている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第1号を理由に本件決定を

行ったのに対し、異議申立人は、同号により非公開とした事務局職員の氏名を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書のうち非公開とした事務局職員の氏名にかかる情報（以下「本件情報」という。）の条例第7条第1号該当性の問題である。

4 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記載されている公文書は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件文書に記載された、委員等の氏名、住所等の本件情報を含む各情報は、実行委員会の各構成員個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

(3) 次に、条例第7条第1号ただし書該当性について検討する。

同号ただし書アは「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

当審査会が実施機関に確認したところ、協会役員の氏名については協会ホームページ等で公表されており、また協会へ派遣されている市職員の氏名も慣行として公にされているが、その他の協会職員の氏名については、慣行として公にされている状況にはないとのことである。

ゆえに本件情報は、条例第7条第1号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

なお異議申立人は、協会が区民音楽祭を旭区役所及び実行委員会と共催していること、事務局職員が有給であること、協会が区役所附設会館の指定管理者であること等を主張しているが、こうした事実等をもって、

なお本件情報を公にすべきであるとまではいえない。

また、本件情報は、その内容から、同号ただし書イに該当しない。

加えて、同号ただし書ウは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は例外的に公開しなければならない旨を規定しているが、同号ただし書ウにおいて「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社並びに大阪市土地開発公社の役員及び職員をいい、協会職員は含まれない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 松戸浩、委員 中原茂樹